



收受印

長浜市長様

徴 収

※徴収猶予を受けられた場合、本来の納期限後は、完納証明書・車検用納税証明書は発行できません。また、納税証明書では、本来の納期限を過ぎると、未納額の欄に表示されます。

地方税法附則第59条第1項の規定により、以下のとおり徴収猶予を行います。

1 納税義務者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)

納税義務者	住所所在地	月 日
	氏 名 称	月 日 生
納付又は納入すべき税	年度	

◎希望される税目・期別・税額(不明な場合は空欄)を記入してください。
 猶予できる期間は下記のとおりです。
 最大期間をご希望される場合は、「1年間」に○印をしてください。

第1回申請(5・6月受付)			
税目	期別	納期限	最大延長納付期限
固定資産税	第1期	令和2年5月31日	令和3年5月31日
	第2期	令和2年7月31日	令和3年7月31日
都市計画税	全期	令和2年5月31日	令和3年5月31日
市県民税	第1期	令和2年6月30日	令和3年6月30日
	第2期	令和2年9月30日	令和3年9月30日
第2回申請(9・10月受付)			
税目	期別	納期限	最大延長納付期限
固定資産税	第3期	令和2年10月31日	令和3年10月31日
	第4期	令和2年12月31日	令和3年12月31日
都市計画税	第3期	令和2年11月30日	令和3年11月30日
市県民税	第4期	令和3年1月31日	令和4年1月31日

※納期限は市税条例に記載の納期限とします。
 ※原則、2回の申請としています。第2回受付は、9月から各納期限まで随時受け付けます。

2 猶予額の計算(売上帳・給与明細等の写しを添付してください。)

(注)会計ソフト等で作成した試算表などで代用いたっても構いません。

(1) 収入の減少の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和 年 (当年)			前年同月			収入減少率
	月	月	月	月	月	月	
収入							1 - (③ ÷ ⑥)
							1 - (④ ÷ ⑦)
							1 - (⑤ ÷ ⑧)
							のうち最大のものを記載
							%
支出							支出平均額
							(⑨ + ⑩ + ⑪) ÷ 記入月数
							円
小計							円

2月以降の、前年と比べて売り上げ等の収入の減少の大きい月の収入と支出の額をご記入ください。売上帳や給与明細等の写しを添付してください。

◎感染拡大防止のため、できる限り郵送での申請をお願いします。

※口座振替による納付の方は、納期限の10日前までに「口座振替停止依頼届」を提出してください。10日前以後の場合、口座振替の停止ができない場合があります。

(注) 売上などを払を伴わない費用

※職員

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫ × 6(6か月分))	円	+	今後6か月間に予定されて いる臨時支出等の額	円		
				=	当面の支出 見込額(⑬)	円

徴収猶予の対象額の計算をします。

徴収猶予額 = 申請税額の合計 - 納付可能額

納付可能額 = (当面の運転資金(支出額の平均額) + 臨時的な支出額) - 現金・預貯金の額
※この金額が0円以下の場合、申請税額の全額が徴収猶予の対象となります。

⑭ (現金・預貯金残高)	-	⑬ (当面の支出見込額)	=	納付可能金額(⑮)	円
					(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②) 納付・納入すべき税		-	(⑮) 納付可能金額	=	猶予額
円			円		円

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)

この申請が許可されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。

※ 例えば、収入の減少率が低いときはこの申請は許可されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を受けられる場合がありますので、職員から他の猶予制度についてご案内します。

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

・ 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。

・ 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。

長浜市役所 税務課

税理士 署名押印	印	電話番号 □	税理士法第30条の書面提出有
-------------	---	-----------	----------------